

新婚世帯の新しいスタートを応援します！

加西市結婚新生活支援事業の

ご案内

住んで
イーナ
カサイ



オンライン申請フォームのQRコードはこちら

令和6年4月1日

加西市

(令和6年度) 加西市結婚新生活支援事業

制度の目的

若者の結婚に伴う新生活を支援し、少子化対策の強化及び定住促進につなげることを目的として、新たに結婚した世帯に対して、新居の敷金・礼金や引越費用等を補助します。

補助金の受給要件（全ての項目に当てはまる新婚世帯が対象です）

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した新婚世帯（※）であること
 - 夫婦の前年分の総所得金額が合計500万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、総所得金額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除することができます。
 - 補助金申請日において夫婦の双方、または一方の住所が加西市内の新居の住所となっていること
 - 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること
 - 市税の滞納がないこと
 - 夫婦のいずれかが過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと
 - 他の公的制度による住居費及び引越費用の補助を受けていないこと
- ※加西市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づくパートナーシップの届出をした方も含みます。

補助対象となる経費及び補助金額

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った経費で、次の項目に該当するもの

- (1) 新居となる賃貸住宅の敷金、礼金、仲介手数料
- (2) 新居への引越費用（引越業者等に支払った引越費用）
- (3) 新居となる住宅のリフォーム費用（婚姻日より前にリフォームを実施した場合は、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に実施したもの）

上記(1)～(3)の合計額を補助します。（上限30万円）

※婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合は上限60万円

申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

申込から補助金の振込みまでの流れ



1) 申請書類の提出 オンライン申請となります。

申請ページのQRコードはこちら→

- 下記の提出書類を画像データやPDF等にして、併せて送信していただく必要があります。
- オンライン申請が困難な場合は、窓口でも申請を受付いたしますので、加西市結婚新生活支援補助金交付申請書に、下記の提出書類と結婚新生活支援事業に関するアンケートを添えて、ふるさと振興課に提出してください。

- 新婚夫婦の住民票の写し ※
- 婚姻後の戸籍謄本又はパートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カードの写し※
- 新婚夫婦の所得証明書 ※
- 新婚夫婦の納税証明書 ※
- 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(新居が賃貸住宅の場合)
- 引越費用に係る領収書の写し(新居への引越費用がある場合)
- リフォーム費用に係る領収書及び明細書の写し(新居をリフォームする場合)
- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- その他、市長が必要と認める書類

※ 交付申請書内の個人情報等の取得について同意をいただいた場合、提出が不要になります。

ただし、戸籍謄本については、本籍地が加西市以外の方は、本籍地のある市町村で取得し、添付していただく必要があります。

また、令和6年1月2日以降に加西市の住民となられた方は、令和6年1月1日時点の住所地の市役所・役場で、令和6年度の所得証明書と納税証明書を取得し、添付していただく必要があります。

2) 補助金交付決定通知書の受取

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら、交付決定通知書を申請者宛てに送付します。

※補助金申請内容に変更がある場合は、変更交付申請手続きが必要になります。

3) 補助金交付請求書を提出

交付決定を受けた方は、交付決定通知書に同封する交付請求書に記入のうえ、ふるさと振興課へ提出してください。

※請求申請の手続きもオンライン申請が可能です。

4) 補助金の振込

請求書の内容を確認し、市から補助金を振り込みます。

補助の取消し及び返還

- 虚偽、その他不正な手段により、当該補助の交付又は交付決定を受けたとき
 - 要綱に違反したとき。
- 補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

その他

- 補助金は、税法上の一時所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。

<お問合せ先>

加西市産業部ふるさと振興課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8764 FAX：0790-43-1802

E-mail：furushin@city.kasai.lg.jp